

8. 年金のこと

問い合わせ先…飛騨市役所市民福祉部市民保健課

☎0577-73-7464

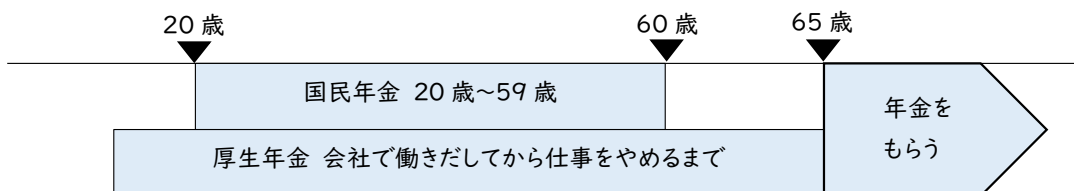
日本では、年をとったときや病気やけがで働けなくなったときのためにお金を払います。この制度を年金といいます。年金に入り、お金を払うと、年をとったときや、病気やけがで働くことができなくなったときなどに生活のためのお金をもらうことができます。日本に住んでいる 20 歳から 59 歳の人は、みんな年金に入ります。

◆年金について

日本には2つの年金があります。「国民年金」と「厚生年金」です。

厚生年金：会社や工場などで働いている人

国民年金：厚生年金に入っていない人



◆国民年金について

国籍に関係なく、日本に住んでいる 20 歳から 59 歳の人は、みんな国民年金に入ります。年金に入るときは市役所や年金事務所で手続きをします。

在留カードやマイナンバーカードを持っていきます。

・国民年金に払うお金(あなたがいくら払うか)と払う方法について

→国民年金に払うお金は、1 カ月あたり 約 17,000 円です。※年度ごとに変ります

【支払方法】

- ・金融機関やコンビニでの現金支払い
- ・口座振替、クレジットカード
- ・電子決済 等

・支払いができないとき

生活のお金が少なくて困っている人は、年金のお金を払わなくてもいいときがあります。

市役所や年金事務所に相談してください。

◆厚生年金について

会社や工場、お店などで決まった時間より長く仕事をしていて、70 歳になっていない人が入ります。入るときの手続きは、会社がします。あなたは、手続きをしなくていいです。

・厚生年金に払うお金と払う方法について

厚生年金に払うお金は、あなたが会社からもらう毎月の給料で決まります。年金に払うお金の半分は、毎月のあなたの給料から払います。残りの半分は、会社が払います。あなたが払うお金と、会社が払うお金を、いっしょにして会社が払います。

・仕事をやめるとき

仕事をやめるときは、厚生年金もやめます。やめたら、あなたが国民年金に入る手続きをします。会社からもらえる厚生年金をやめた証明と在留カードを持って、市役所や年金事務所で手続きをします。

◆年金をもらうとき

年金は、もらうお金に表の①～③の種類があります。どの年金がもらえるか、申し込みの方法などは、市役所や年金事務所に聞いてください。

【年金の主な種類】

年金の種類	説明
(1) 老齢年金	65歳からお金がもらえます 65歳のときに、日本に住んでいなくてももらえます
(2) 障害年金	病気やけがで障がい者になった人がもらえます
(3) 遺族年金	年金に入っていた人が亡くなったとき、家族がもらえます

◆脱退一時金(国に帰るときにもらうことができるお金)

国民年金や厚生年金に入っていた人が、国に帰るとき、脱退一時金というお金をもらうことができます。国に帰ってから、2年以内に手続きする必要があります。もらうためには条件があります。手続きの方法や自分がもらうことができるかについては年金事務所に聞いてください。

◆年金について詳しく知りたい方

二次元コードをスマートフォンで読み取るか、URLを入力して検索してください
<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>

